

審査ニュース 252号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける外来服薬支援料2の算定、処方変更がないと思われる内容での重複投薬・相互作用等防止加算の算定、添付文書と異なる用量指示に対する疑義照会後の重複投薬・相互作用等防止加算の算定における請求事例についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】外来服薬支援料2の算定について

【事例2】処方変更がないと思われる内容での重複投薬・相互作用等防止加算の算定について

【事例3】添付文書と異なる用量指示に対する疑義照会後の重複投薬・相互作用等防止加算の算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

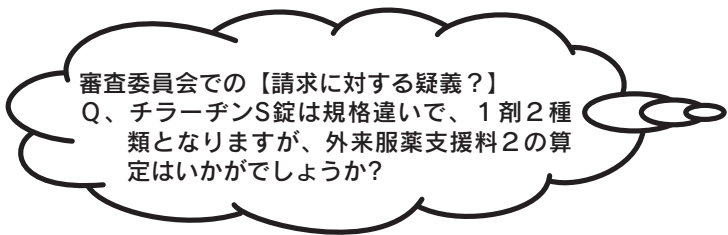
事例 1（査定事例） 外来服薬支援料 2 の算定について

〈処方〉

タケキャブOD錠10mg	1 錠
チラーヂンS錠50 μ g	1 錠
チラーヂンS錠25 μ g	1 錠
1 日 1 回 朝食後 28 日分	

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.26	12.26	タケキャブOD錠10mg 1 錠 チラーヂンS錠50 μ g 1 錠 チラーヂンS錠25 μ g 1 錠 【内服】 1 日 1 回 朝食後	12	28	24 50	336	支B 136
摘要									



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.26	12.26	タケキャブOD錠10mg 1 錠 チラーヂンS錠50 μ g 1 錠 チラーヂンS錠25 μ g 1 錠 【内服】 1 日 1 回 朝食後	12	28	24 50	336	支B 136 0
摘要									

外来服薬支援料 2 は一包化を行い、患者の服薬管理を支援した場合について評価するものであり、「服用時点の異なる 2 種類以上の内服用固形剤または 1 剤であっても 3 種類以上の内服用固形剤が処方されているとき、その種類にかかわらず服用時点ごとに一包として患者に投与した場合に、投与日数に応じて算定する」こととなっています。このケースでは、チラーヂンS錠は、同一有効成分の規格違いを組み合わせた処方のため、1 剤 2 種類となります。さらに、他に服用時点に重なりのある剤がないことから、外来服薬支援料 2 の算定要件を満たしません。したがって、外来服薬支援料 2 は査定処理となりました。

＜令和 4 年 4 月版 調剤報酬点数表の解釈 p65～66 参照＞

事例 2（返戻事例） 処方変更がないと思われる内容での重複投薬・相互作用等防止加算の算定について

〈処方〉

ボノサップパック400	1シート
1日2回 朝夕食後 7日分	
ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg「日医工」	1錠
1日1回 就寝前 7日分	

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12・7	12・7	ボノサップパック400 1シート 【内服】1日2回 朝夕食後	52	7	24 4	364	
1	1	12・7	12・7	ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg「日医工」 1錠 【内服】1日1回 就寝前	1	7	24 4	7	向 8
摘要	（重複投薬・相互作用等防止加算）：その他薬学的観点から必要と認める事項；他医院にてベルソムラ錠服用中のため照会。 ボノサップ服用中はゾルピデム錠を服用するよう指示あり								

審査委員会での【請求に対する疑義？】
Q、疑義照会後に処方の変更がないようですが、重複投薬・相互作用等防止加算の算定はいかがでしょうか？

↓

薬学管理料
防A 1
40

?

〈審査結果〉 返戻

調剤管理料の重複投薬・相互作用等防止加算は、「薬剤服用歴等に基づき、重複投薬、相互作用防止等の目的で、処方箋を交付した保険医に対して疑義照会を行い、処方に変更が行われた場合（別に厚生労働大臣が定める保険薬局において行われた場合を除く）には、重複投薬・相互作用等防止加算として、次に掲げる点数（イ 残薬調整に係るもの以外の場合：40点、ロ 残薬調整に係るものの場合：30点）をそれぞれ所定点数に加算する」とされています。今回のケースでは、請求内容と摘要欄のコメントから、医師がボノサップパックとともに、服用中の睡眠導入剤の代替薬として、あらかじめゾルピデム酒石酸塩錠を処方していたと思われます。しかし、照会後にゾルピデム酒石酸塩錠が追加された可能性も考えられることから、重複投薬・相互作用等防止加算は、返戻処理となりました。

なお、重複投薬・相互作用等防止加算を算定した場合は、処方医に連絡・確認を行った薬学的観点の要点、処方の変更内容を摘要欄へ記載することが求められていますのでご注意ください。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p49、p 809 参照>

正しい請求例

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12・7	12・7	ボノサップパック400 1シート 【内服】1日2回 朝夕食後	52	7	24 4	364	
1	1	12・7	12・7	ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg「日医工」 1錠 【内服】1日1回 就寝前	1	7	24 4	7	向 8
摘要	（重複投薬・相互作用等防止加算）：その他薬学的観点から必要と認める事項；他医院にてベルソムラ錠服用中のため照会。 ボノサップ服用中はゾルピデム錠を服用するよう <u>ゾルピデム錠処方追加</u> の指示あり								

薬学管理料
防A 1
40

審査ニュース

事例3（査定事例） 添付文書と異なる用量指示に対する疑義照会後の重複投薬・相互作用等防止加算の算定について

〈処方〉

クラリチンドライシロップ1% 0.5g
1日1回 朝食後 14日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.2	12.2	クラリチンドライシロップ1% 1g 【内服】1日1回 朝食後	9	14	24 28	126	
摘要	(重複投薬・相互作用等防止加算)：その他薬学的観点から必要と認める事項；患者年齢7才のため照会。クラリチンドライシロップ1%0.5g→1gへ変更								

薬学管理料
防A1
40

審査委員会での【請求に対する疑義？】
Q、摘要欄にある内容での重複投薬・相互作用等防止加算の算定はいかがでしょうか？



〈審査結果〉査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.2	12.2	クラリチンドライシロップ1% 1g 【内服】1日1回 朝食後	9	14	24 28	126	
摘要	(重複投薬・相互作用等防止加算)：その他薬学的観点から必要と認める事項；患者年齢7才のため照会。クラリチンドライシロップ1%0.5g→1gへ変更								

薬学管理料
防A士
40 0

調剤管理料の重複投薬・相互作用等防止加算は、「薬剤服用歴等に基づき、重複投薬、相互作用防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合に加算する」とされています。クラリチンドライシロップ1%の小児の用法および用量は、「通常、3歳以上7歳未満の小児にはロラタジンとして1回5mg（ドライシロップとして0.5g）、7歳以上の小児にはロラタジンとして1回10mg（ドライシロップとして1g）を1日1回、食後に用時溶解して経口投与する」であり、このケースは、処方量と添付文書の用法および用量に相違があり、単に疑義照会したものと解釈されます。薬剤師法第24条には、業務（処方せん中の疑義）として「処方せん中に疑わしい点（疑義）があるときは、その処方せんを交付した医師等に問い合わせ、その疑わしい点を確かめた（照会）後でなければ、これによって調剤してはならない」と謳われています。疑義照会は薬剤師の義務であり、薬学管理料としての調剤管理料・服薬管理指導料に含まれると考えられるため、重複投薬・相互作用等防止加算は査定処理となりました。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p49、p809 参照>